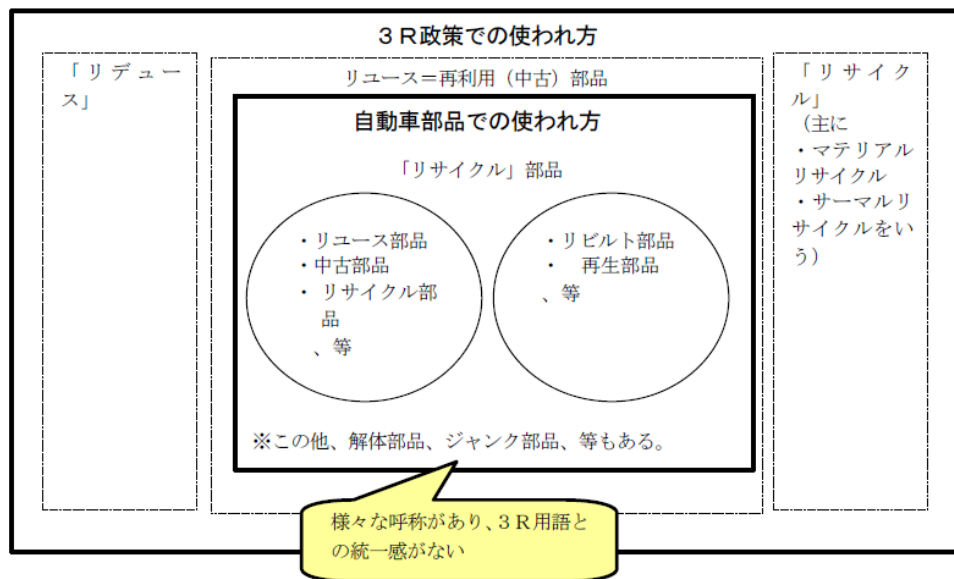


規格で対象とするリユース部品、リビルト部品の範囲について

自動車補修用リユース部品、リビルト部品の規格策定の方向性を検討するに当たり、検討の対象となる部品の範囲を定める必要がある。

1. 平成14年度「自動車リサイクル部品認知度向上調査」（経済産業省）における検討経緯

平成14年度当時、自動車用補修部品におけるリユース部品、リビルト部品を示す用語は関係者によって異なり、3R政策で再利用部品は「リユース」と呼ばれる一方、供給事業者では分解等の手を加えずに再利用する部品を「リユース部品」、分解し一部内部構成部品を新品に交換した後に再組み立てした部品を「リビルト部品」と区別されていた。また、整備事業者は従来から「中古部品」、「再生部品」といった用語が用いられており、自動車ユーザーに対し、用語が統一感のないまま伝えられ、場合によっては誤った認識の下に理解されている状況であった。



出所) 平成14年度 経済産業省委託 自動車リサイクル部品認知度向上調査報告書

図 平成14年度時点における用語の使われ方のイメージ

再利用部品に対するユーザーの正しい認識を醸成していくため、これまで供給事業者がリサイクル部品の信頼性を確保するために利用し、浸透しつつあった用語を尊重し、統一した用語として「リユース部品」、「リビルト部品」の用語が提案された。

なお、「リユース部品」、「リビルト部品」の範囲としては、品質確認を介して商品化されたものを前提としている。

リサイクル部品	部品の原型を最大限に止めたまま、再利用される部品で、品質確認を介して商品化されたもの。リユース部品とリビルト部品から成る。
リユース部品	使用済自動車から利用できる部品を取り外し、分解等の手を加えず、目視、現車・テスターなどによる点検を行い、清掃・美化を施し、商品化された再利用の部品。
リビルト部品	使用済自動車から取り外した部品や修理の際に発生した交換部品等をベースに、摩耗、劣化した構成部品を新品と交換、再組み立てし、テスターを用いて品質確認を行い、商品化された再利用の部品

出所) 平成14年度 経済産業省委託 自動車リサイクル部品認知度向上調査報告書

2. リユース部品、リビルト部品に求める要件（案）

リユース部品、リビルト部品の更なる利用拡大を図るため、従来の“品質確認”に加え、利用者が安心、信頼して、これら部品の利用判断ができるよう、以下の要件を満たすものが対象範囲と考えられる。

①リユース部品、リビルト部品に係る適切な情報提供

リユース部品、リビルト部品に対し、品質面での不安を抱く自動車所有者も存在することから、所有者が理解のもとで選択できるよう、車両履歴や品質確認の結果等の必要な情報が適切に提供されることが必要である。

②リユース部品、リビルト部品を使用した自動車に対する安全性の確保

リユース部品、リビルト部品の商品化工程において発生した瑕疵等への対応を含めた保証体制が構築される必要がある。

特に自動車では、設計、製造上の原因に起因して自動車が保安基準に適合しない、または適合しなくなるおそれがある場合は、リコール届出が行われ、改善措置が図られている。リコールの改善措置が行われていない部品が流通した場合、装備された車両は保安基準に適合しなくなるおそれがあることから、自動車の安全性の確保するため、流通防止などの取り組みが必要である。

③知的財産の保護

近年、自動車補修用部品においても模倣品対策が課題となるなか、リユース部品、リビルト部品においても、知的財産権の侵害防止に努め、模倣品に該当する部品の流通を防止に努めることが必要である。

その一方、リユース部品、リビルト部品が模倣されることにより、模倣品等の問題を拡大することがないように、リユース部品、リビルト部品の商品化、流通に際し、模倣品等対策の強化を図ることが必要である。